

奈良県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づく資金管理団体の届出について、荻田義雄後援会から訂正の届出があったので、平成七年七月奈良県選挙管理委員会告示第五十一号（政治資金規正法に基づき指定の届出のあった資金管理団体の名称等）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年十二月二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

表中

奈良市窪之庄町
三五〇

を

奈良市窪之庄町
一二九一

に改める。